

(別紙2)

安心・安全なまちづくり活動公募配分(令和2年度事業)取扱要領

1 公募配分対象団体について

配分要綱2の(1)、(2)、(3)に定める対象団体のうち、過去に本事業の配分を受けている団体は対象としない。

ただし、(1)の団体については、複数の住民組織団体(自治会等)により構成され、その活動範囲が広範囲にわたるものである場合は、この限りでない。

2 公募配分対象事業について

配分要綱2の(1)に定める「市町村域内において、地域住民を対象として行う防災、防犯啓発・実施事業」における防災物品の整備については、次に掲げる(1)から(5)の事業メニューのいずれか一つとし、それぞれ事業メニュー内に掲げる物品(※付属品を含む)を対象とする。

(1) 避難所用物品整備事業

- ・発電機 ・テント ・投光器 ・投光器スタンド ・炊出用釜 ・発電式ラジオ
- ・ヘルメット ・ポータブルアンプ・マイクセット

(2) 負傷者・要配慮者等移動用物品整備事業

- ・担架 ・車いす ・リヤカー

(3) 救命物品整備事業

- ・AED ・救急セット ・救助用工具

(4) 避難誘導用物品整備事業

- ・メガホン ・無線機 ・ポータブルアンプ・マイクセット

(5) 防災物品保管庫整備事業

- ・防災物品保管用倉庫(物置)

※ 付属品とは、対象物品と一体として使われるものをいう。ただし、消耗品のほか、充電パック等の予備類に該当するものは対象外とする。

3 申請について

(1) 提出書類

ア 別紙様式「安心・安全なまちづくり活動公募配分申請書」

イ 別紙様式「申請事業計画書」

ウ 別紙様式「経費積算書」

エ 別紙様式「見積書」(消費税・適正な値引きを含むこと)

※テント、リヤカー、防災物品保管庫についてはペイント等により当該物品に「**ありがとう赤い羽根募金**」と記載することとし、文字代も必ず含めること。

※上記の様式は本会および市町村共同募金委員会(支会)において配布する。

オ 定款または会則

カ 前年度(平成30年度)事業報告・決算書

キ 当年度(令和元年度)事業計画・予算書

(2) 提出方法

- ア 申請者は、申請受付期限の10日前までに地元の市町村共同募金委員会（支会）へ申請書を提出する。
- イ 申請を受け付けた市町村共同募金委員会（支会）は、別紙様式「意見書（様式2）」を各申請書に添付し、申請受付期限までに本会に提出する。
- ウ 県・市社会福祉協議会、保育所を運営する社会福祉法人は、直接本会に申請を行うものとする。

(3) 申請受付期間：令和元年9月2日（月）から令和元年11月20日（水）まで

4 配分の決定について

- (1) 配分の決定は、令和2年3月末日までに本会理事会および評議員会において決定し、配分決定者に対して配分決定通知書の交付を行う。
- (2) 配分決定者においては、本会が指定する方法により決定事業が共同募金事業であることの明示を必ず行うものとする。

5 その他

- (1) この要領は、社会情勢等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。
- (2) 配分決定以前に事業着手しているものについては、配分対象としない。
- (3) 申請事業は、長野県共同募金会において過去の市町村ごとの配分実績数、申請団体の決算状況（繰越金等）等を勘案して優先順位を付し、予算の範囲内で決定するため、申請すれば必ず配分金が決定されるとは限らない。